

小山工業高等専門学校毒物及び劇物取扱要項

制 定 平成10年6月24日

最終改正 平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、小山工業高等専門学校における毒物及び劇物の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(毒物及び劇物の定義)

第2条 この要項で、毒物及び劇物とは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第一、別表第二及び毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)に掲げる毒物及び劇物(以下「毒物・劇物」という。)をいう。

(毒物・劇物管理責任者)

第3条 毒物・劇物を、教育・研究に使用する教員(以下「使用教員」という。)が所属する学科(一般科目のうち、一般化学及び一般理科を含む。以下同じ。)及び地域連携共同開発センター(以下「センター」という。)に、毒物・劇物管理責任者を置き、当該学科長等をもって充てる。

2 毒物・劇物管理責任者は、当該学科及びセンター内の毒物・劇物の管理が、この要項及び関係法令に従って適正に行われるよう、使用教員を、指導するものとする。

(毒物・劇物の保管等)

第4条 毒物・劇物は、全て、金庫又は金属製ロッカー等(以下「保管庫」という。)による専用の保管とし、一般薬品とは区別して保管する。

2 毒物・劇物の盗難又は紛失防止のため、保管庫に施錠を行い、鍵の保管については、毒物・劇物管理責任者が責任をもって管理する。

3 毒物・劇物の保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については、赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については、白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示する。

4 地震等の災害による倒壊等の防止のため、保管庫には、床に固定する等の倒壊等の防止の措置を行う。

5 毒物・劇物の容器は、仕切り付トレーに入れる等、転落防止の措置をして、保管庫に格納する。

(毒物・劇物の使用等)

第5条 使用教員は、毒物・劇物管理責任者の指導のもとに、購入した毒物・劇物について、各薬品毎の受け払いを、別紙1「毒物・劇物使用簿」(以下「使用簿」という。)に記入する。

2 使用教員は、毒物・劇物の使用量及び現在量を、使用簿に記載して把握する。

3 使用教員は、保管している毒物・劇物が、教育・研究に不必要となった場合、速やかに、所属する学科又はセンターの毒物・劇物管理責任者に報告すると共に別紙2「不用毒物・劇物報告書」により、総務課長に報告する。

4 総務課長は、前項の不用毒物・劇物の廃棄に必要な手続きを関係法令に基づき速やかに行う。ただし、当該手続き終了までの間、前項の使用教員は、不用毒物・劇物を本要項に

基づいて適切に保管する。

(検査)

第 6 条 総務課長は、毎年 1 回並びに毒物・劇物管理責任者が交替するとき及び使用教員が退職するとき、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則第35条の規定に基づく検査員（以下「検査員」という。）に本要項、第 5 条第 1 項及び同条第 2 項の実施状況について、検査させなければならない。また、必要があると認めるときは、随時、検査員を命じて本要項の実施状況について、検査をさせるものとする。

2 前項の検査員は、毒物・劇物管理責任者及び使用教員立会いのもと、当該学科及びセンターが保管している毒物・劇物の数量と使用簿とを照合して確認する。なお、確認が済んだとき、検査員は、使用簿の最新の現在量の備考欄に検査年月日を記入し、押印する。

3 総務課長は、検査の結果について、校長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成10年 6 月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

